

平成23年度地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（最終年度）

協議会名：松本市西部地域公共交通協議会

I 総合評価

地域の主体的な取り組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

法定協議会を適切に開催するとともに、調査事業における全戸アンケート調査、住民意見交換会の開催等により地域における公共交通の問題点・課題等を幅広く把握したうえで適切な事業を選び出した。また、実証運行等を行うなかで、住民意見交換会等を通じ、課題等の評価・検証を行ったうえでルート・ダイヤ等を見直す等、地域の総意を得ながら事業を進め、今年度は、実証運行の総合評価を実施するため西部地域全戸へ実証運行の開始前と住民の移動実態や公共交通に対する意識変化についてアンケート調査、山形村からの費用負担等を含めた財源の検討等を行い、当該事業を本格実施する環境の整備を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合連携計画において、コミュニティバスの実証運行及びそれに伴う事業、既存公共交通改善のための事業（廃止代替策として、空港・朝日線の信州まつもと空港⇄上今井間を運行するとともに、一定期間における乗降調査を実施。）、市営バス等の改善と運行及び路線不定期運行・区域運行等の検討等（市営バス奈川線の見直し）及びアルピコ交通上高地線の維持・活性化に伴う事業（駅舎改築・P&R駐車場整備等）として位置づけている事業を実施した。

コミュニティバスの実証運行については、コミュニティバスは平成21年8月から3年にわたり実証運行を行い、平成23年12月までの延べ利用者数は64,790人、1便あたりの利用者数は1.25人となっている。実証運行1年目（平成21年8月～平成22年3月）の延べ利用者数は17,816人、それに対し見直し後の2年目（平成22年8月～平成22年3月）の延べ利用者数は31,368人で1.76倍となった。平成23年度は、実証運行3年目（平成23年8月～）は平成23年12月までのデータをみると、1か月あたりの利用者数は3,121人、1便あたりの利用者数は1.69人で、3年目が最も高い水準となっている。

評価・検証、見直し作業を実施してきた結果、利用者数は年々増加し、月平均の利用者数は1年目の2.10倍、1便あたりの利用者数も1年目の1.90倍と倍増した。利用者の実数も増加し、さらに利用効率も上昇しており、見直し作業が効果的に行われたこと、コミュニティバスが地域に定着してきていることを示している。

既存公共交通改善のための事業については、4月1日から空港・朝日線の信州まつもと空港⇄上今井間を運行するとともに、一定期間における乗降調査を実施した。

市営バス等の改善については、平成23年10月より運賃等の見直し及びアルピコ交通上高地線の維持・活性化に伴う事業については、地域市民からの上高地線存続を求める声が多いことなどから、新村・森口駅の駅舎改築、P&R駐車場・駐輪場整備を行い、利便性を高める取り組みを実施している。また、併せて評価・検証事業に着手した。

Ⅲ 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

コミュニティバス実証運行については、総合連携計画において乗車人数等に一定の目標値を設け、評価・検証を行うこととしているが、計画のとおり、各便すべての停留所において乗降者数等を把握し、1便あたりの利用人数により評価・検証を行った結果、初年度に比べ1便あたりの利用人数は約1.9倍に増加しており、ルート及びダイヤの見直しや新たな利用促進策による効果が表れた。また、2年目には、任意の1週間（運行休日を除く）において全便に調査員が乗り込んで、利用客全員に聴き取り調査を実施するとともに留め置きによる利用者実態調査を行い、設計に基づいた利用が行われているか等の評価・検証も併せて行い、最終年度には、西部地域全戸によるアンケート調査を行い、実証運行開始前との住民の移動実態や公共交通に対する意識変化等の評価・検証を行っているところである。また、地区内10か所においてそれぞれ住民意見交換会を開催し、利用者及び利用者以外からも広く意見を聴取し評価・検証を行っている。

市営バス等の改善については、総合連携計画において生活に必要な移動手段は確保する視点での運行を行い、乗降調査により見直すこととする。10月の実証運行開始より毎月、各便すべての停留所においての乗降者数を集計するとともに利用状況を把握し、1便あたりの利用人数により事業評価を行った。地区内2か所においてそれぞれ住民意見交換会を開催し（3月予定）、利用者及び利用者以外からも広く意見を聴取し事業評価を行う。

既存公共交通改善のための事業については、総合事業計画において利用状況調査を行い、平均乗車密度及び収支率で評価・検証することとしているが、計画のとおり、当該事業以外による効果・影響が認められないと思われる任意の1週間（運行休日を除く）において乗降調査を実施し評価・検証を行った結果、平均乗車密度及び収支率ともに目標値は達成した。

なお、コミュニティバス実証運行及び市営バス奈川線の改善については、1便あたりの乗車人数で、既存公共交通の改善のための事業については、影響がない期間で事業評価を行っているため、分離して評価する必要は認められない。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

当該事業は、総合連携計画の目標である①移動需要の多い地域における本市中心部及び地域内移動の手段を確保する。②アルピコ交通上高地線の維持・活性化に関する取組みを実施し、利便性を向上させ利用者数を増加させる。③既存の生活バス路線の廃止等に伴って発生する移動需要のある交通空白地帯を解消する。④移動需要が少ないが一定量見込める地域における移動手段を確保する。また、移動需要の見込めない交通空白地帯等における住民が主体となった移動手段の確保に対する取組みを支援する。⑤公共交通の必要性に対する理解や利用率の向上を図る。⑥市民は設定された目標値を達成できるよう、通勤・通学・通院・買物等に積極的に公共交通を利用する。に基づき実施している。コミュニティバス実証運行については、利用実態から高齢者等交通不便者の利用率が高く、また、中心市街地、西部地域内及び周辺部への、通勤・通学は、めざましい利用者の増加があり、加えて買い物・通院での利用が確認されており、移動手段の確保、交通空白の解消、利用率の向上等の目標を達成するために適切な事業であると判断される。

市営バス等の改善については、生活に必要な移動手段は確保するという視点から運行を行いつつ見直すことを目標としており、地域の生活基盤として適切な事業であると判断される。

既存公共交通改善のための事業については、利用実態からも当該路線が、買い物・通院、通勤・通学等により利用される重要な路線であると確認されており、生活バス路線の維持の目標を達成するために適切な事業であると判断される。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

コミュニティバス実証運行については、当面の目標値として1便あたりの利用人数を2人と設定した。利用状況調査の結果、実証運行期間の1便あたりの利用者数は1.69人と、目標の2人を下回ったものの、初年度0.83人に比べ約1.9倍程度に増加した。収支率は最終年度で約9.4%が見込まれており、本格運行に向けて周辺自治体等からの負担金・協賛金の確保が課題であると認識している。また、乗降調査、アンケート調査及び住民意見交換会等の結果を分析し、総合評価を行った結果、各路線の問題点等を整理した。

既存公共交通改善のための事業については、目標値を平均乗車密度を3人、収支率を30%とした。利用状況調査の結果、空港・朝日線の対象区間の平均乗車密度は7.26人、収支率は162.5%となり平均乗車密度、収支率ともに目標を上回った。生活バス路線維持に資する当該事業の性質上、地域需用の再調査と利用の促進に向けた取組みが課題と認識するとともに乗降調査等の結果に基づいた評価・検証を実施し、問題点の検証を行った。

2 事業の実施環境

① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成24年度コミュニティバス実証運行、既存公共交通のための事業等を実施するにあたって、地域公共交通確保維持改善事業における国費のほか、松本市からの財政支出、スクール乗車の費用負担の明確化、福祉100円バス利用者経費の予算化及び運行区域となる自治体からの費用負担等によるということ関係者の合意が形成されており、松本市の平成24年2月議会に平成24年度予算案を提出することとしています。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

コミュニティバスの電車との接続等をまとめた地域に応じた時刻表の作成や、町会長が西部地域コミュニティバスの乗車体験を行い、情報のフィードバックなど、地域自ら利用促進を行う取組みが積極的に行われた。地域に応じた時刻表の作成など、住民自らが利用促進を行う取組みに対して、来年度以降も支援を行う予定である。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

法定協議会の規約が第1回法定協議会で決定され、制定されている。法定協議会の審議事項は連携計画の策定及び変更の協議に関する事、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事、連携計画に位置付けられた事業の実施に関する事、協議会が必要と認める事項と規定されている。また、必要に応じて各地区選出委員の他、関係する支所・出張所職員を交えた打合せ会議を開催している。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。

法定協議会の構成員には松本市西部地域の各町会連合会を代表する者（12名）及び山形村町会組織の代表が含まれている。また、住民意見交換会を、年3回各地区ごと開催するとともに、関係支所・出張所職員と地域を代表する委員を含めた打合せ会議を適時開催し、幅広く、繰り返し、地域住民の利用需要を把握し反映させる仕組みが設けられている。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

第17回法定協議会（5月）において、コミュニティバス実証運行に関する、ルート及びダイヤ等の見直しに係る検討が行われ、これに基づき6月に住民意見交換会を開催し住民から見直し案に係る意見を直接聞いた。意見交換会での意見を反映し第18回法定協議会（7月）においてさらに検討を行い、8月に2年目の実証運行を開始した。第20回法定協議会（8月）及び第21回（10月）には利用状況を報告した。

市営バス奈川線の運賃・ダイヤ等の見直しも同様に、第19回法定協議会（8月）において安曇・奈川地区公共交通整備方針に係る検討が行われ、地元町会等からの意見を反映し第20回法定協議会（8月）においてさらに検討を行い、10月に実証運行を開始した。

また、最終年度の総合評価に係るアンケート調査の実施にあたっては、第21回法定協議会（10月）においてアンケート（案）等の検討が行われ、11月にアンケート調査を実施するなど計画事業を実施するにあたって法定協議会を適切に開催した。

なお、第22回法定協議会においては来年度の事業の本格実施についても報告・了承された（予定）。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会規約に基づき、会議は原則公開とされており、会議資料についても同様に開示されている。また、会議資料及び議事録はインターネットのHPにおいて開示している。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び評価・検証、総合評価については、法定協議会で報告・審議したほか、計画事業の内容と実施した計画事業に係る取りまとめについては地区選出委員及び関係する支所・出張所職員を交えた打合せ会議を開催した。また、各地区において開催している住民意見交換会等でも計画事業の内容等の意見を聞く機会を設け、地域関係者の実質的な合意形成を図った。

コミュニティバス実証運行については、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用する中で、評価・検証の結果をもとに、効率化を図るとともに、利用実態に併せた利便性を向上させるなど、本格運行の実施について合意形成が行われた。また、法定協議会の構成員以外の者から反対の声もなく、連携計画に記載された目標を達成するための事業について合意形成されたと言える。

また、議会にも逐次実施状況等について報告し、合意形成を行っている。